

## 契約単価変更協議基準計算例

### 【A重油の場合】

○A重油については、調査価格(都道府県別)の「軽油」の栃木県欄の価格から算出する。

【具体例】当初契約日令和3(2021)年10月1日 A重油の契約単価 123.0 円……(a)の場合

・契約直前のエネ庁の公表日(9月29日)の調査価格:135.7 円(消費税込)

・基準価格の算出:  $135.7 \text{ 円} \div 1.1 = 123.36 \text{ 円} \Rightarrow 123.4 \text{ 円}$ (小数点第2位四捨五入) ……(b)

・価格変動率の算出:10月第2週(10月13日)公表の調査価格から算出した基準価格 126.1 円……(c)

価格変動率:  $(c) \div (b) \times 100 = 102.18$ (小数点第2位以下切捨て)  $\Rightarrow 102.1\%$ (2.1%増)の価格変動率……(d)

・契約単価の変更例:(d)が基準の±2%以上のため変更協議の対象となることから、変更単価の限度額を算出する。

変更単価の限度額 =  $(a) \times (d) \div 100 = 123.0 \times 102.1 \div 100 = 125.58 \text{ 円} \Rightarrow 125.6 \text{ 円}$ (小数点第2位四捨五入)

よって、協議の上で10月13日以降速やかに 123.0 円から 125.6 円の範囲内で単価変更契約。